

## 「理事選任機関」に関する規定について（第6条関係）

(説明事項)

- 本別紙では「理事選任機関」に関する規定に関して、その構成等に合わせて4パターン例示する。

例番号	内容	本作成例 ページ番号
例2-1	評議員会を理事選任機関とする場合	33
例2-2	独立した理事選任機関を置く場合	34
例2-3	理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合	35
例2-4	理事会を理事選任機関とする場合	36

※ 理事選任機関を理事会のみとすることも不可能ではないが、今回の制度改正の趣旨を踏まえて適切に判断すること。

- 理事選任機関の構成及び運営の具体的内容の決定は、学校法人の判断に委ねられている。ただし、理事選任機関の構成及び運営、監事からの報告の方法等は、寄附行為に必ず規定しなければならないことに留意する。
- 本規定を作成するにあたっては、次に示すチェックポイントを踏まえること。
  - 理事選任機関の構成員について（構成員の属性、人数及び任期のほか、構成員の選任方法等）明記されているか。
  - 理事会・評議員会以外の理事選任機関については、運営方法（招集や決議に関する事項等）が明記されているか（運営方法の詳細について理事選任機関運営規程等の下位規則に委任することも可能。また、必要な事項が寄附行為で定められている場合には、下位規則を設ける必要はない）。
- ※ 理事選任機関が評議員会・理事会の場合は、理事選任機関の運営方法は評議員会・理事会のそれぞれの運営方法に則って行うこととなる（特に、理事選任機関が評議員会の場合は、決議要件の加重が不可であることなどに留意が必要である）。
- 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課に相談すること。

## ＜例2-1：評議員会を理事選任機関とする場合＞

寄附行為作成例	備考
(理事選任機関) 第6条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるよう（左欄の網掛け部分が当該理事）にしているか確認すること。</li> </ul>

## ＜例 2-2：独立した理事選任機関を置く場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事選任機関)</p> <p>第6条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事○名、評議員○名、学外有識者○名とする。</p> <p>2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。</p> <p>3 理事選任機関の構成員の任期は、○年とする。</p> <p>4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。ただし、当該定められた者が不在であるとき又は当該定められた者に事故があるときは、理事長が招集する。</p> <p>5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。</p> <p>7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第4項に規定する者をいう。以下この項及び第28条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。</p> <p>9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるようにしていること。</li> <li>● 理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。</li> <li>● 収益事業を行う場合には、「第28条」を「第29条」に変更すること。</li> </ul>

<例 2-3 : 理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合>

寄附行為作成例	備考
<p>(理事選任機関)</p> <p>第6条 この法人に、次の理事選任機関を置く。</p> <p>(1) 理事会</p> <p>(2) 評議員会</p> <p>(3) 外部理事選任委員会</p> <p>2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 理事会 全ての理事</p> <p>(2) 評議員会 全ての評議員</p> <p>(3) 外部理事選任委員会 学外有識者〇名</p> <p>3 外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。</p> <p>4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、〇年とする。</p> <p>5 外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。ただし、当該定められた者が不在であるとき又は当該定められた者に事故があるときは、理事長が招集する。</p> <p>6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。</p> <p>8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第5項に規定する者をいう。以下この項及び第28条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。</p> <p>10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事長以外の理事を評議員会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるようにしていること。</li> <li>● 評議員会を除く理事選任機関の決議要件について、加重することも可能。</li> <li>● 収益事業を行う場合には、「第28条」を「第29条」に変更すること。</li> </ul>

## ＜例 2－4：理事会を理事選任機関とする場合＞

寄附行為作成例	備考
<p>(理事選任機関)</p> <p>第6条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。</p> <p>2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。</p> <p>3 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、<b>理事長</b>に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、<b>理事長</b>は、理事選任機関を招集しなければならない。</p> <p>4 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事長以外の理事を理事会の招集担当理事とする場合には、当該理事に対して招集を求めるよう（左欄の網掛け部分が当該理事）にしているか確認すること。</li> </ul>